

つ、全ての子どもに質の良い教育・保育を提供することを目的として平成28年に「公立保育所・幼稚園整備計画」を策定いたしました。

本計画は、市の南部エリアと北部エリアに、民間運営による「認定こども園」を整備しようとするのですが、計画策定後の平成29年度に保育所における待機児童が急増したことから、整備していく「認定こども園」の定員を、待機者が全て解消できるような人数設定していくなど、柔軟に対応してまいります。

子育て支援の 目玉事業について

Q 子育て支援について、目玉となるような事業を教えてください。

A 市独自でやっている事業としては、出生届の提出時に、市内で使える商品券やモバリんグッズをお渡しする「おめでとう赤ちゃんセット配布事業」や、3歳未満のお子さまが健診にいらした際に、おむつ用の可燃ごみ

袋を配るといった事業を実施しております。

次に、医療費の助成につきまして、外来の助成対象を中学3年生までに拡大するとともに所得制限の撤廃をするなど、ほかの自治体に負けないように進めております。

最近では、妊娠期から子育て期までの相談にワンストップで対応する事業を市の保健センターで行っております。

また、近隣の市町村ではあまりやっていませんが、6か月乳児相談にいらした親子に絵本を配る「ブックスタート事業」もやっているところでございます。



▲おめでとう赤ちゃんセット



テーマ2 空き家・空き地対策について

空き家等対策特別措置法への対応について

Q この特別措置法が施行されてから2年半になるが、計画の作成、協議会の設置など、この間どういうことを担当部署の課でやってきたのか。

A 現在、建築課で皆さんからのご相談等を集め、所有者の情報を詮索しながら、現地を調査しながら所有者の方に対し、現況を通知するとともに、今後の使用・修繕・維持管理について確認しているところでございます。平成29年10月1日現在、県内54市町村の内、7市町村で空家等の対策計画を策定しております。また、20市町村で協議会あるいは委員会というものが設置されております。そういう点におきましては、本市は多少遅れているというのは重々、認識はしておりますので、今後、空家対策がス

ムーズに進むように、協議会、委員会等の設置を検討しながら行っていきたいと考えております。

空き家および空き地の所有者の情報開示について

Q 空き家の実態を把握している地元の住民や自治会に所有者の情報を開示して、独自に対策を進める方法とはれないか。また、空き家の管理条例の中に情報開示についての項目を入れて対応できないか。

A 情報開示してほしいという気持ちはよくわかりますが、個人情報保護条例に基づき、できるだけ市のほうで調べて、連絡をとっているという状況ですので、情報開示につきましては今のところできません。



▲空き家は倒壊の恐れがあります

また、管理条例につきましては、他の自治体の例を見まして、可能であれば、できるような形を考えていきたいとは思いますが、現状では、難しいところです。

倒壊の恐れのある建物の把握について

Q 一戸建ての空き家の中で、倒壊の恐れのあるものは、どのくらい把握しているのか。また、所有者不明の空き家に対しては、どのように対策を講じていくのか。

A 総務省の調査によると、一戸建ての空き家が4,080戸となっております。市で全部把握しているわけはありませんが、その中でも495戸が、保安上危険な建築物ということで、認識しております。また、所有者が不明な空き家の対応につきましては、今後、他市の空家条例等を参考に、市独自の空家条例の検討、また市の実情に合った空家等対策計画の作成を検討していきたいと考えております。